実績評価書

（厚生労働省7（Ⅶ－1－4））

施策目標名	**困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること（施策目標Ⅶ－1－4）** 基本目標Ⅶ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1：地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること
施策の概要	【困難な問題を抱える女性への支援の推進】 ・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 ① 女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）の施行前においては、婦人相談所。以下同じ。)における困難な問題を抱える女性の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要となる通訳雇上費等の支援 ② 女性相談支援センターー時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護（一時保護委託含む）に必要な費用の支援 ③ 女性自立支援施設（法の施行前においては、婦人保護施設。以下同じ。）における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援 ④ 女性相談支援員（法の施行前においては、婦人相談員。以下同じ。）活動強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑤ 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑥ DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 ⑦ 官民協働等女性支援事業の実施に必要な費用の支援 ⑧ 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑨ 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 ⑩ 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 ⑪ 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑫ 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施
施策を取り巻く現状	・ 女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の18万件から年々増加し、令和4年度には43万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。 ・ また、女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談内容についても、夫等からの暴力（44.6%）のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題（23.6%）や、経済関係（6.7%）、妊娠・出産等を含む医療関係（4.5%）など多岐にわたっており、複雑化している。 ・ そのため、女性支援事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、女性相談支援員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。 ・ さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（議員立法）が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行された。
施策実現のための課題	1：支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。（「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」（令和4年3月）より）

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 （課題1）	困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。	「施策を取り巻く現状」及び「施策実現のための課題」のとおり、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化し、さらに相談内容についても、複雑化している中、それらのニーズに対応するための支援体制が必要とされているため。

施策の予算額・執行額等	区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予算の状況（千円）	当初予算（a）	4,805,791	4,838,162	5,248,135	5,107,398	5,205,558
		補正予算（b）	0	0	203,686	361,085	－
		繰越し等（c）	0	0	0	203,686	
		合計（a＋b＋c）	4,805,791	4,838,162	5,451,821	5,672,169	
	執行額（千円、d）		3,863,437	4,081,962	4,705,474	5,056,575	
	執行率（%、d/(a＋b＋c)）		80%	84%	86%	89%	

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	女性活躍・男女共同参画の重点方針2024	令和6年6月11日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定	Ⅲ　個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現 女性活躍・男女共同参画の推進には、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現が不可欠である。能登半島地震の対応を通して、改めて災害時の男女共同参画の視点の重要性が認識されており、「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進するともに、男女共同参画の視点を持った人材の育成に取り組む。配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力などのあらゆる暴力の根絶に向けて、取組を強力に推し進める。あわせて、ハラスメント対策や困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すための取組を推進する。 女性の生涯にわたる健康への支援として、性差を踏まえた「ジェンダード・イノベーション」を取り入れつつ、フェムテックの推進や医療人材の育成等に取り組む。 （6）困難な問題を抱える女性への支援 令和6年4月に施行された女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、引き続き、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の掘り起こしや事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進等を図る。
	経済財政運営と改革の基本方針2024	令和6年6月21日 閣議決定	第2章　社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現　～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6．幸せを実感できる包摂社会の実現 （1）共生・共助・女性活躍社会づくり （女性活躍） 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、女性・平和・安全保障（WPS）の推進、多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化、悪質ホストクラブ対策の推進、性差を踏まえた職域・地域における相談支援体制の充実、フェムテックの推進、女性の健康ナショナルセンター（仮称）における診療機能の充実及び研究の推進など生涯にわたる女性の健康への支援等に取り組む。

達成目標1について　**困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。**

測定指標

指標1　女性相談支援員の配置数（アウトプット）

指標の選定理由	増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援を担う女性相談支援員の配置を促進することが重要であることから、女性相談支援員の配置数を測定指標とした。
目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	令和5年度は都道府県及び市における女性相談支援員の配置を目標としたところ、令和6年度からの法施行に伴い町村においても女性相談支援員の配置が努力義務化されたことを踏まえ、全ての都道府県及び市町村を対象に、これまでの女性相談支援員配置状況（※）を加味して目標値を設定。 （※）R2～R4の女性相談支援員の伸び率（常勤職員：1.046、非常勤職員：1.01）

基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
令和4年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度		
1,579人			1,605人	1,866人	1,894人	1,894人	○	△
		1,579人	1,595人	1,690人	1,769人			

指標2　女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数（アウトプット）

指標の選定理由	「女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数」の増加は、困難な問題を抱える女性への支援体制（相談しやすい体制、相談につながりやすい体制）強化への取組に一定の成果を示すものであるため、測定指標として選定した。
目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画を策定した令和2年度の前年である令和元年度の件数を上回ることを目標とした。

基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度		
81,041件	令和元年度以上	令和元年度以上	令和元年度以上	令和元年度以上	令和元年度以上	令和元年度（81,041件）以上		（△）
	75,279件	77,396件	79,345件	78,415件	ー（令和9年3月頃公表予定）			

指標3　官民協働等女性支援事業の実施自治体数（アウトプット）

指標の選定理由	法において、民間団体との協働による支援が基本理念として規定されているところ、「官民協働等女性支援事業」は公的機関と密接に連携して、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、地域での自立・定着まで切れ目のない支援を行う民間団体を支援する事業であるため、測定指標として選定した。
目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	法において、民間団体との協働による支援が基本理念として規定されているところ、係る民間団体を支援する本事業の実施自治体数の増加自体が目標である。ただし、当事業の実施の要否は、地域のニーズや実情等を踏まえ、自治体により判断されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加を目標値とする。

基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
令和3年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	毎年度		
3自治体		3自治体	3自治体	5自治体	13自治体	対前年度比で増加		◎
	3自治体	3自治体	5自治体	13自治体	23自治体			

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第19回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ（令和8年7月27日開催）で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。
	【達成目標1の指標2について】 指標2について、相談件数を増やすには、連携先を増やすこと自体を目標にするということもあり得るかと思う。 ⇒関係機関との連携を図るため、支援調整会議を設置することとしており、各自治体における設置状況に関する指標設定について今後検討したい。
	【達成目標1の指標2について】 指標2について、せっかく来所につなげたのであれば、その後どうなったのかということについて、データも示されると大変参考になるので、可能であればお願いしたい。 ⇒令和6年度の主な来所後の状況は以下のとおり。 一時保護2,008人、自立支援施設181人、自治体の担当部署・福祉事務所11,768人、終結50,141人。
	【達成目標1の指標3について】 ・例えば、他の政策を全国的に見て、確かに地方都市でこういった課題が出ているというのは認識しているだが、とにかく毎年増やせればいいという話でもない。そういうところで民間団体が育つのかという問題がどうしても残っているし、民間団体のうち幾つカバーしたかという話も少し変な話かなという思いもある。 民間団体の協働とともに、民間団体を育成するという政策的な広がりもまた必要になってくるのではないか。それは自治体を通してしかできないという面もあろうかと思うが、その場合は、都道府県はそういう役割を果たす機能として、基本的には内訳でも構わないが、都道府県が全体の15あるということでいくと、地方都市にも広がっているという点で、都道府県の数を増やすとか、言わば都道府県にそういう関心を持ってもらえるようにするということも、厳密な指標がいいかどうかは分からないが、都道府県を増やしていくという観点は1つ持っていただければいいかなと思う。 ⇒測定指標3（官民協働等女性支援事業の実施自治体数）について、都道府県の実施箇所に関する指標設定等について今後検討したい。
	・「困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図る」という目標に対して、全体としてこの指標でこの政策目標を評価できる指標になっているのかという部分で、指標1、2というのは明確だが、9ページにあるとおり、夫等からの暴力、子・親・親族等からの暴力、暴力以外の家族親族の問題であり、いわゆる若者支援にも関わるような若い女性の支援センターになっているというよりは、SNSで一時的に民間で対応しているようなものと、センターでの来所相談というのはターゲットが違うのかなと読める。 測定指標の設定の仕方というのが網羅的で、バランスよく適切に設定されているのかという話になるが、全体として各世代についてもカバーしていますよとなっていないように聞こえる。それに適したような指標の設定をすべき。そういった中でこの問題をどうつかまえていくか、連携や広域化といった捉え方もあるのではないか、指標の立て方自体をかなり見直していただく必要があるのではないか。施策目標に対する測定指標とかその辺り、その前提として何をどこまで目指すのかという辺り、しっかりした目標立てというか、そういうところまで含めて見直していただきたい。 ⇒測定指標3（官民協働等女性支援事業の実施自治体数）について、都道府県の実施箇所に関する指標設定等について今後検討したい。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） ③【相当程度進展あり】
	総合判定	（判定結果） B【目標達成に向けて進展あり】
		（判定理由） **【達成目標1：困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。】** ・ 指標1については、目標である「女性相談支援員の配置数（1,894人）」を下回ったが、目標達成率は約93%であったことから「△」（概ね達成）と評価した。 ・ 指標2については、目標である「令和元年度の件数以上」を下回ったが、目標達成率は約97%であったことから「（△）」（概ね達成）と評価した。 ・ 指標3については、目標である「対前年度比で増加」を達成した（目標達成率約177%）ため「◎」（目標を大幅に上回る）と評価した。
		【総括】 ・ 以上により、全ての測定指標の達成状況が「◎」又は「△」であることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B（達成に向けて進展あり）と判定した。
	施策の分析	（有効性の評価）
		【達成目標1：困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。】 ・ 指標1については、女性相談支援員等への研修や都道府県及び市町村が女性相談支援員を配置する場合に必要な費用の補助を実施する中で、令和5年度以降、女性相談支援員の配置数が基準値（令和4年度実績値）を上回っており、困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制の整備が進んでいると評価できる。 ・ 指標2については、女性相談支援員へのスーパーバイズの実施や相談支援センターへの法的対応のための弁護士の配置等相談支援に関する体制整備を進め、令和3年度以降概ね増加傾向にあり、困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制の整備が進んでいると評価できる。 ・ 指標3については、当事業の実施の要否は、地域のニーズや実情等を踏まえ、自治体により判断されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加としているところ、自治体への活用周知や補助メニューの拡充といった要因により、目標を大幅に上回っており、自治体が民間団体と連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、地域での自立・定着まで切れ目のない支援を行う事業の実施が進むことにより、困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制の整備が進んでいると評価できる。
		（効率性の評価）
		【達成目標1：困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。】 ・ 指標1については、予算の範囲内での執行でありながら、おおむね目標を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標2については、予算の範囲内での執行でありながら、おおむね目標を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標3については、予算の範囲内での執行でありながら、目標を大幅に上回っていることから効率的な取組が行われていると評価できる。

		（現状分析） 【達成目標1：困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。】 ・　指標1については、増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援体制の整備が引き続き求められる中、女性相談支援員の配置数について、基準値（令和4年度実績値）と比較して実績が年々増加していることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 ・　指標2については、増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援体制の整備が引き続き求められる中、相談件数は概ね増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 ・　指標3については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、官民協働により切れ目のない支援が実施されることが求められるところ、事業の実施が増加していることから、着実に取組が進んでいると考えられる。
	次期目標等への 反映の方向性	（施策及び測定指標の見直しについて） 【達成目標1：困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。】 ・　指標1については、引き続き、目標を踏まえて着実に取組を進めていく。 ・　指標2については、引き続き、目標を踏まえて着実に取組を進めていく。 ・　指標3については、引き続き、目標を踏まえて着実に取組を進めていく。なお、目標値については、地域におけるニーズや実情を踏まえ、引き続き、実施自治体数の増加を目標としたい。

参考・関連資料等	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（下記検索サイトから検索できます） URL：https://laws.e-gov.go.jp/ ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号） URL:https://www.mhlw.go.jp/content/001232713.pdf ・困難な問題を抱える女性への支援　URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課 女性支援室長 中村　彩子	政策評価実施時期	令和8年7月